

足立区景観審議会の傍聴に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、足立区景観条例施行規則（平成21年足立区規則第62号。以下「規則」という。）第45条及び第46条に基づき、足立区景観審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会開催の公表)

第2条 審議会の開催は、原則として開催の日の1週間前までに、あだち広報への掲載その他の方法により公表する。

2 前項により公表する内容は、審議会の日時、場所、傍聴手続その他必要な事項とする。

(会議非公開の場合の退場)

第3条 規則第45条第1項ただし書の規定により、会長が会議を公開することが適当でないと認めるときは、傍聴人は、係員の指示に従い、速やかに退場しなければならない。

(傍聴者の定員)

第4条 会長は、議事の妨げにならない限度で会議の傍聴を許可するものとし、傍聴人の定員は10人とする。ただし、会場の都合等により減員することができる。

(傍聴証の交付)

第5条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴証の交付を受けなければならない。

2 傍聴証は、会長が指定する時間までに傍聴の申出をした者（以下「傍聴希望者」という。）に対し交付するものとする。ただし、傍聴希望者が前条に定める定員に満たない場合は、当該指定した時間を過ぎても定員となるまで傍聴の申出を受け付け、傍聴証を交付することができる。

3 前項本文の場合において、定員を超える傍聴希望者があったときは、抽選により傍聴証を交付する者を決定するものとする。

4 前2項の規定により傍聴証の交付を受ける者は、所定の用紙に住所及び氏名を記載しなければならない。

5 傍聴証の交付を受けた者は、当該傍聴証の交付を受けた日に限り傍聴することができる。

(傍聴人の入退場)

第6条 傍聴人が入場しようとするときは、指定の入口で傍聴証を係員に提示しなければならない。

2 傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴証を係員に返還しなければならない。傍聴証の交付を受けた者が傍聴をとりやめたときも、同様とする。

(傍聴の禁止)

第7条 次に該当する者は、傍聴することができない。

(1) 銃器、棒、その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者
 - (3) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
 - (4) 酒気を帯びていると認められる者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が傍聴を不適當と認める者
- (傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 騒ぎ立てる等審議を妨害する行為
- (2) 会場における飲食又は喫煙
- (3) 会場における写真撮影、録画又は録音。ただし、事前に会長の許可を受けた場合を除く。
- (4) 会場における携帯電話等の通信機器の使用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の進行の妨害と認められる行為

付 則 (21足都都発第426号 平成21年8月3日 都市整備部長決定)
この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

付 則 (23足都都発第694号 平成23年8月1日 都市建設部長決定)
この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

付 則 (27足都都発第273号 平成27年4月24日 都市建設部長決定)
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (2足都都発第2186号 令和2年12月25日 都市建設部長決定)
この要綱は、令和3年2月1日から施行する。